

2017年5月
(一社)日本バルブ工業会

「建築物エネルギー消費性能基準」に定義される小流量吐水機構を有する水栓(節湯水栓 B1)の性能を同等とする製品群の区分け規定について

「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」や告示などで定義される節湯水栓のうち、国立研究開発法人建築研究所発行が発行する平成28年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報(住宅)の“2. エネルギー消費性能の算定方法 第7章 給湯設備”で規定される小流量吐水機構を有する水栓(節湯水栓 B1)の吐水性能試験を行ったシャワーヘッドと、同等の試験結果が得られると判断できる類似のシャワーヘッドの製品群を区分けするための判断基準を次に規定する。

記

建築物エネルギー消費性能基準の小流量吐水機構を有する水栓(節湯水栓 B1)で規定される吐水性能試験を行ったシャワーヘッドと、次に記載する項目と同じ構造をもつシャワーヘッドは同等の吐水性能をもつと判断できる。

- ① 各モードの散水板の穴の形状、穴の数、穴の配置が同一のもの。
- ② 空気を混入させる等、吐水力へ影響を与える構造を有するものは、上記①に加え、影響を与える構造が同一のもの。

以上